

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、熊野町の区域内に居住する者、熊野町において事業活動を行う者、熊野町の区域をその地区とする商工会その他の熊野町に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、熊野町に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成22年9月28日

熊野町長 三 村 裕 史

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

(仮称) ディオ熊野店

(2) 所在地

安芸郡熊野町出来庭二丁目1655番地外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
大黒天物産株式会社	代表取締役 大賀 昭司	岡山県倉敷市堀南704番地の5

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
大黒天物産株式会社	代表取締役 大賀 昭司	岡山県倉敷市堀南704番地の5

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成23年5月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,065.3平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
建物西側、南側	128台
合 計	128台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
建物正面西側	35台
建物西側	25台
合 計	60台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
建物南側	60.0平方メートル
建物北側	32.0平方メートル
建物西側	20.0平方メートル
合 計	112.0平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 積
建物内南側	16.0立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
大黒天物産株式会社	24時間営業	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間利用可能

ただし、一部は午前6時から午後10時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

2か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
建物南側	午前6時から午後10時まで
建物北側	午前6時から午後10時まで
建物西側	午後10時から午前6時まで

8 届出年月日

平成22年8月31日

9 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成22年9月28日から平成23年1月27日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成22年12月29日から平成23年1月3日までは除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 縦覧場所

熊野町総務部地域振興課 安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

1 0 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、熊野町に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

1 1 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成 2 3 年 1 月 2 7 日

(2) 提出先

熊野町総務部地域振興課